

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

				事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
保 険 等 の 種 類		1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
	当期益金算入額	3						
	同上以外の場合による益金算入額	4						
	計 (3)+(4)	5						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)-(5)	6						
当期積立限度額	当 期 積 立 額	7						
	正味収入保険料等	8						
	積 立 率	9	()	()	()	()	()	
	積 立 限 度 額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	円	円
	差引積立限度超過額 (7)-(10)	11						円
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6)+(7)-(11)		12						
同上内の訳	： 期以前分	13						
	： 期分	14						
	： 期分	15						
	： 期分	16						
	： 期分	17						
	： 期分	18						
	： 期分	19						
	： 期分	20						
	： 期分	21						
	： 期分	22						
当 期 分		23						円
積立準備金の益金算入額を経過した 10年を経過した	(8)× $\frac{1}{100}$ 相当額	24						
	((12)-(24))の金額	25						
	(13)と(25)のうち少ない金額	26						円
限 度 超 過 額 合 計 (11)+(26)		27						
期末異常危険準備金の金額 (6)+(7)-(27)		28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29						
	差 引 (29)-(28)	30						
	当 期 分	31						
	当期に生じた差額の合計額 (11)+(31)	32						
	前 前 期 分 以	33						

別表十二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項《免許》に規定する免許（以下「免許」といいます。）を受けて損害保険業を行うもの等が、措置法第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》若しくは第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で免許を受けて損害保険業を行うもの等が同法第68条の55《保険会社等の異常危険準備金》若しくは第68条の56《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「異常危険準備金繰越額の計算」の「期首異常危険準備金の金額2」には、当期首現在の税務計算上の異常危険準備金の金額を記載します。

3 「当期積立限度額」の「積立率9」には、保険又は共済の種類に応じ、措置法令第33条の5第5項から第7項まで、第19項若しくは第20項《保険会社等の異常危険準備金》若しくは第33条の6第2項《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》に定める割合又は同令第39条の83第5項から第7項まで、第19項若しくは第20項《保険会社等の異常危険準備金》若しくは第39条の84第2項《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》に定める割合を記載します。

なお、この欄のかっこ内には、「正味収入保険料等8」

の金額のうちに「10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額6」の金額の占める割合を記載します。

4 「積立後10年を経過した準備金の益金算入額」の各欄は、次により記載します。

(1) 「(8) $\times \frac{1}{100}$ 相当額24」には、次に掲げる保険又は共済の区分に応じ、それぞれ次の割合を記載します。

イ 船舶保険及び航空保険並びに原子力保険… $\frac{0}{100}$

ロ 消費生活協同組合(同連合会を含みます。)、

共済水産業協同組合連合会及び環境衛生同

業組合（同連合会を含みます。）の行う共

済（自然災害共済を除きます。）…………… $\frac{40}{100}$

ハ 火災共済協同組合の行う共済…………… $\frac{60}{100}$

二 風水害等共済又は生命共済付建物共済及
び協同組合連合会の行う共済…………… $\frac{75}{100}$

ホ 農家火災共済…………… $\frac{35}{100}$

ヘ 長期育林共済…………… $\frac{55}{100}$

ト 森林灾害共済…………… $\frac{50}{100}$

チ 上記イからトまで以外の保険又は共済…… $\frac{30}{100}$

(2) 自動車保険等及び自動車共済等については、「(8) $\times \frac{1}{100}$ 相当額24」及び「((12) - (24)) の金額25」の各欄には記載しないで、「(13) と (25) のうち少ない金額26」に「13」の金額を記載します。